

運 用 要 則

平成29年4月1日

唐津瓦斯株式会社

平成29年4月1日改定

工事約款	運用要則						
<p>約款 3</p> <p>用語の定義</p> <p>(6)「本支管」… 原則として公道(道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。)に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器(導管内にたまった水を除去する装置をいいます。)等を含みます。</p>	<p>本支管理設基準(原則として本支管とする場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該道路が「公道」である場合 2. 当該道路が「私道」である場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該私道が公道に移管されることが明らかである場合 (2) 当該私道が以下の条件を総て満たす場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 不特定多数の人及び車両の通行が可能であること。 ② 本支管の新設・変更工事が可能な構造・幅員を有するものであること。 ③ 本支管新設時の道路形態(構造・幅員を含む)が長期にわたって確保されるものであること。 ④ 本支管がガス事業者の所有となり、敷設後も事業者の判断で延伸、増径・入れ取替え等の変更や修繕が可能であることを、私道所有者に承諾して頂けること。(掘削、占用再掘削を承諾して頂けること) <p>※上記(1)(2)を基準としつつ疑義のある場合は所有者との個別協議で本支管理設の可否を決定します。</p>						
<p>約款 9</p> <p>内管工事に伴う費用の負担</p> <p>(3)内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、下記①に定める方法により算定した見積単価(ただし、下記②にかかげる工事を除きます。)に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものいたします。</p> <p>①、②略</p>	<p>内管工事の見積金額</p> <p>内管工事の見積金額は、約款9により算定した項目別金額を次のとおり端数処理したものとする。</p> <table border="1" data-bbox="871 1518 1273 1644"> <thead> <tr> <th>合計金額</th> <th>端数切捨額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円未満</td> <td>100円未満額</td> </tr> <tr> <td>10万円以上</td> <td>1,000円未満額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、官公庁・建築設備業者の申し込み工事については商慣習にもとづき合計金額が10万円未満であっても1,000円未満の端数を切捨てることができる。</p>	合計金額	端数切捨額	10万円未満	100円未満額	10万円以上	1,000円未満額
合計金額	端数切捨額						
10万円未満	100円未満額						
10万円以上	1,000円未満額						

工事約款	運用要則
<p>約款 11 工事費等の申し受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、9の規定によりお客さまにご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日(ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。</p> <p>(5) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申し込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、当社が認める場合には、工事費の全部又は一部の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。</p> <p>(7) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。 ①、②、③、④略</p>	<p>内管工事費の申し受け方法</p> <p>ガス工事代金は、その工事の完成日前までに入金することを原則とする。ただし、債権保全上危険がないと判断できる次の一項に該当する場合は、工事完成後払いまたは分割払いの扱いをすることができる。</p> <p>(1) 官公庁の申し込み工事 (2) ガスの使用者から申し込みのあつた増設・位置替・雑工事等で10万円以下の工事 (3) 継続的取引のある量産ハウスメーカー・建築設備業者、および大口需要家申し込み工事等特に認めた工事 (4) 他燃料から都市ガスへ切替える工事 (5) 工事費等が10万円を超える場合に、過去1年間に債権回収上の問題が発生していないお客様からの申込工事で担当課長が承認した工事 (6) 生活保護受給者や年金生活者等、生活に困窮し特段の配慮が必要と担当課長が認めたお客様からの申込工事</p> <p>工事費を工事完成日以降に申し受ける場合には、次のいずれかの支払方法をお選びいただきます。</p> <p>(1) 工事完成日より6ヶ月以内の一括払い (2) 工事完成日より12ヶ月以内の分割払い なお、(2)の場合は、1回当たり5000円以上の金額をご負担いただきます。</p> <p>内管工事費の精算</p> <p>1. 著しい差異とは、1契約当たり当初見積金額の10%以上の場合をいう。 2. 精算の結果、過不足が生じた場合は精算を行う。ただし精算による差額が1,000円未満の場合は、精算を行わない事ができる。 3. 官公庁・建築設備業者等の申し込み工事では精算の方法が法令または商慣習により定められている場合は、その方法による事ができる。</p>